

令和元年5月30日

令和元年第2回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第38号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第39号	専決処分の承認を求めることについて	9
議案第40号	専決処分の承認を求めることについて	12
議案第41号	宮代町森林環境譲与税基金条例について	15
議案第42号	選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第43号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	19
議案第44号	宮代町立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例及び宮代町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について	21
議案第45号	損害賠償の額を定めることについて	23
議案第46号	町道路線の廃止について	24
議案第47号	町道路線の認定について	25
議案第48号	令和元年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について	26
議案第49号	令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	27

議案第38号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例等を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成31年3月29日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町税条例等の一部を改正する条例
(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条

第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産

税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下の項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下

この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等)」を「特定仮換地等)」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に)」を「特定仮換地等に)」に改める。

(宮代町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町税条例等の一部を改正する条例(平成29年宮代町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宮代町税条例附則第15条の次に次の5条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「規定の適用については」を「規定の適用については、当分の間」に改め、第2条による同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 宮代町税条例等の一部を改正する条例(平成30年宮代町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宮代町税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を

「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(町民税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 4 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第39号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町都市計画税条例を改正する必要があることから、同日に宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成31年3月29日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第16項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宮代町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成31年3月29日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第41号

宮代町森林環境譲与税基金条例について

宮代町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり提出する。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、宮代町森林環境譲与税基金を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林整備及びその促進に要する経費に充てるため、宮代町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の財源は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、第1条の設置目的を達成するための必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
選挙長等の費用弁償に関する条例（平成10年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中

「選挙長 10,600円
投票所の投票管理者 12,600円
期日前投票所の投票管理者 1日につき11,100円
開票管理者 10,600円
投票所の投票立会人 10,700円
期日前投票所の投票立会人 1日につき9,500円
開票立会人 8,800円
選挙立会人 8,800円」を

「選挙長 10,800円
投票所の投票管理者 12,800円
期日前投票所の投票管理者 1日につき11,300円
開票管理者 10,800円
投票所の投票立会人 10,900円
期日前投票所の投票立会人 1日につき9,600円
開票立会人 8,900円
選挙立会人 8,900円」に改め、

同条第2項中

「選挙長 5,300円
選挙立会人 4,400円」を

「選挙長 5,400円
選挙立会人 4,450円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例（平成12年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「26,300円」を「21,900円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,900円」とあるのは、「36,600円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,900円」とあるのは、「42,400円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮代町介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の宮代町介護保険条例第4条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第44号

宮代町立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例及び宮代町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について

宮代町立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例及び宮代町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、宮代町立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例及び宮代町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例及び宮代町行政不服
審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

(宮代町立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例(平成15年宮代
町条例第8号)の一部を次のように改正する

別記様式中「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(宮代町行政不服審査法関係手数料条例の一部改正)

第2条 宮代町行政不服審査法関係手数料条例(平成28年宮代町条例第5号)の
一部を次のように改正する。

別表備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第45号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり水道管の漏水事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 相手方 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀110番地
東武レジャー企画株式会社
取締役社長 日置 岳人
- 2 事故の概要 平成30年8月6日（月）午前6時頃、東武動物公園内管理用通路（宮代町大字東条原字堂沼地内）に埋設した町の水道管から漏水が発生したことにより、プール設備に電気を供給するケーブルを切断し、プールが2日間休業となったものである。
- 3 損害賠償額 14,620,189円
令和元年5月30日提出

宮代町長 新井 康之

提案理由

水道管の漏水事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて、議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第654号線	宮代町大字和戸1542番地先	
		宮代町大字和戸1681番3地先	
2	第656号線	宮代町大字国納697番3地先	
		宮代町大字国納758番2地先	
3	第657号線	宮代町大字国納750番1地先	
		宮代町大字国納748番1地先	
4	第658号線	宮代町大字国納740番2地先	
		宮代町大字和戸1671番地先	
5	第659号線	宮代町大字和戸1669番1地先	
		宮代町大字和戸1670番2地先	
6	第671号線	宮代町大字和戸1630番1地先	
		宮代町大字国納725番地先	
7	第672号線	宮代町大字和戸1753番地先	
		宮代町大字和戸984番1地先	

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

大字和戸字横町地内の土地区画整理事業に伴い、事業地内に係る町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第47号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて、議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第656号線	宮代町大字国納681番4地先	
		宮代町大字国納675番2地先	
2	第671号線	宮代町大字国納725番1地先	
		宮代町大字国納725番2地先	
3	第672号線	宮代町大字和戸1753番1地先	
		宮代町大字和戸1725番地先	
4	第1647号線	宮代町大字和戸1000番1地先	
		宮代町大字和戸1000番2地先	

令和元年5月30日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

大字和戸字横町地内の土地区画整理事業に伴い、事業地外に係る町道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

森林環境譲与税の新設、幼児教育・保育の無償化に係る事務費の追加及びプレミアム付商品券発行事業の実施等に伴い、令和元年度宮代町一般会計予算に1億8,685万4,000円を追加し、総額を101億6,412万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第49号

令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年5月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

低所得者に係る保険料軽減の強化及び報酬改定に係るシステム改修に伴い、令和元年度宮代町介護保険特別会計予算に51万5,000円を追加し、総額を30億6,127万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。